法規的告示

○内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第十一号

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和七年法律第四十一号）の施行に伴い、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第四十六条の二の規定に基づき、令和六年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第十一号（産業競争力強化法第四十六条の二の規定に基づく生産性の向上及び需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準）の一部を次の表のように改正し、令和八年一月一日から施行する。

令和七年十二月二十六日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
産業競争力強化法第四十六条の二の規定に基づく生産性の向上及び需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準は、同条に規定する主務大臣の確認を受けようとする認定特別事業再編事業者が認定特別事業再編計画に従って実施する特別事業再編が次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。なお、この告示において使用する用語は、同法において使用する用語の例による。 一　次のいずれにも該当する者が行う特別事業再編であること。 イ　（略） ロ　次の(1)又は(2)に掲げる者に該当するもの（連結会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第二条第五号に規定する連結会社をいう。）である場合には、当該認定特別事業再編事業者の常時使用する従業員の数及び同一の連結の範囲に含まれる他の会社の常時使用する従業員の数の合計数が一万人以下であるものに限る。） (1)　（略） (2)　特定中堅企業者（事業再編の実施に関する指針（平成二十六年財務省、経済産業省告示第一号。以下「実施指針」という。）六ルに規定する評価委員会において実施指針五イ(3)(i)から(iii)までに掲げる観点から十分な経営能力を有していることの確認を受けている場合に限る。）であって、受託中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第二条第五項に規定する中小受託事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針を宣言していることを公表しているもの 二　（略）	産業競争力強化法第四十六条の二の規定に基づく生産性の向上及び需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準は、同条に規定する主務大臣の確認を受けようとする認定特別事業再編事業者が認定特別事業再編計画に従って実施する特別事業再編が次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。なお、この告示において使用する用語は、産業競争力強化法において使用する用語の例による。 一　次のいずれにも該当する者が行う特別事業再編であること。 イ　（略） ロ　次の(1)又は(2)に掲げる者に該当するもの（連結会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第二条第五号に規定する連結会社をいう。）である場合には、当該認定特別事業再編事業者の常時使用する従業員の数及び同一の連結の範囲に含まれる他の会社の常時使用する従業員の数の合計数が一万人以下であるものに限る。） (1)　（略） (2)　特定中堅企業者（事業再編の実施に関する指針（平成二十六年財務省、経済産業省告示第一号。以下「実施指針」という。）六ルに規定する評価委員会において実施指針五イ(3)(i)から(iii)までに掲げる観点から十分な経営能力を有していることの確認を受けている場合に限る。）であって、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第二条第四項に規定する下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針を宣言していることを公表しているもの 二　（略）

○内閣府、財務省告示第六号

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和七年法律第四十一号）の施行に伴い、並びに沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第五号の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件（平成二十年内閣府、財務省告示第七号）の一部を次のように改正し、令和八年一月一日から施行する。

令和七年十二月二十六日

内閣総理大臣　高市　早苗
財務大臣　片山さつき